

サン 訪問リハビリテーション 運営規程

第1条 社会医療法人財団白十字会が開設する介護老人保健施設サン（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従業者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : サン訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 : 長崎県佐世保市大和町30番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

医師	1名以上(常勤兼務1名以上)
理学療法士	1名以上(常勤兼務1名以上)
作業療法士	1名以上(常勤兼務1名以上)
言語聴覚士	1名以上(常勤兼務1名以上)

従業者は、利用者に交付した(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日まで及び法人の定めた休日

(夏季8月14日・15日、ほか法人設立記念行事日など)は除く。

また、台風や積雪など自然災害時には臨時に休業することが有る。

(2) 営業時間：午前8時20分から午後17時20分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、利用者より保険給付の自己負担額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えた往復の訪問車の走行距離1kmにつき50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、佐世保市(旧北松浦郡地域の小佐々町、鹿町町、江迎町、吉井町、世知原町、宇久町及び離島部は除く)とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、虐待防止のための指針を整備し、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を用いて行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

(2) 継続研修(法定研修含む) 年 4回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は介護老人保健施設サンが定めるものとする。

附 則

この規定は、令和5年12月1日から施行する。

(別紙)

サン 訪問リハビリテーション 利用料金表

(1) 利用料

- ・サービスを利用した場合のご利用者様が負担する利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、下記の表に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
- ・介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

① 基本料金

(単位) ※1単位は10円です。

項 目	要支援 1・2	要介護 1～5
訪問リハビリテーション費 1週間に6日を限度とし1回当たり20分のリハビリを実施した場合	307/回 利用開始月から12月 超の場合5/回を減算	307/回
サービス提供体制強化加算(I) 看護師のうち勤続7年以上の者が1名以上	6/回	

② 主な加算

短期集中リハビリテーション実施加算 退院(所)日又は認定日から3月以内に集中的にリハビリを実施した場合	200/日	
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ または(A)ロ 継続的にリハビリテーションの質を管理した場合	— —	Aロ 213/月 Bロ 483/月
中山間地域等提供加算 中山間地域等に居住する者へサービスを提供した場合	所定単位数の 5%を加算	
同一建物減算 1 同一建物居住者(20人以上)へサービス提供した場合	所定単位数の 10%を減算	
計画診療未実施減算 事業所の医師が診療をしていない場合	-50/回	
移行支援加算 社会参加等を支援し基準に適合した場合	—	17/日
事業所評価加算 基準に適合した場合	120/月	—

(2) その他の利用料

① 交通費

- ・サービス提供地域にお住まいの方は無料です。サービス提供地域以外にお住まいの方は、訪問車両がサービス提供地域を超える走行距離1KMにつき50円です。(中山間地域等の訪問リハビリテーション加算対象者を除きます。)

(2023年12月1日現在)